

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

前田川地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 2 5 日（当初作成）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 1 5 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消のため利用権の交換を考えている方は原則として農地中間管理機に貸し付けていくこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

耕作放棄地が懸念される圃場、特に畑等については、中心経営体だけに限らず、新規就農者や定年後の帰農者・就農者にも呼びかけ、地域営農へ積極的に参加してもらいながら地域一体となり農地を守る体制を確立する。また、現在の経営規模を維持しながら農地を管理し、離農者が増加した際に、担い手の負担とならないよう後継者育成の方法を模索する。